

院内感染防止対策指針

1. 院内感染防止対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・拡大防止および集団感染事例発生時の適切な対応など千船病院（以下「当院」という）における院内感染防止対策体制を確立し、安全で安心できる質の高い医療を提供することを目的とする。

2. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、医療機関においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在する事を前提とする。そのうえで医療的なケアを行う際に起こりうる患者、職員への伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「標準予防策（スタンダードプリコーション）」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて、必要時は感染経路別対策を実施する。

個別及び院内外の感染情報を広く共有して院内感染の危険および発生に迅速に対応する事を目指す。また、院内感染が発生した事例については、速やかに情報収集、補足、評価を行い、事例を発生させた感染対策システムの問題究明と改善に努める。さらに、院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保して患者様に信頼される医療サービスを提供し、医療の向上に寄与する事を基本姿勢とする。

こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性・重要性を全部署および全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

3. 院内感染防止対策委員会の設置

感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染防止対策委員会を次のとおり設置する。

- 1) 院内感染対策委員会：院内感染に関する意思決定機関として病院長を委員とし、院内感染防止対策の策定と推進を行う。院内感染対策防止委員会の委員長は、病院長が指名する。
- 2) 感染対策チーム（ICT）：感染対策に関する実働的組織とし、院内感染予防対策委員会の方針に基づき、感染対策における諸対策の実施と推進執行する。
- 3) 看護部リンクナース委員会：各部署において感染対策の中心的役割を担い、院内感染対策委員会での決定事項を現場で実践できるよう調整する。
- 4) 前項に規定する委員会及び組織の運営等については別に定める。

4. 院内感染防止対策に関する職員研修についての基本方針

- 1) 院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- 2) 全職員を対象とした院内感染防止対策に関する研修を年2回実施する。また、必要に応じて随時開催する。これらの研修では、院内感染防止対策に必要な教育、実習を行う。
- 3) 新規採用者、中途採用者に対しても必要な教育を行う。
- 4) 職種別、部署別の研修、ICNのコンサルテーション、現場介入などによる教育を行う。
- 5) 院外の感染防止を目的とした各種学会、研修会などの情報や新しい知見などを活用する。
- 6) 研修の開催結果または外部研修の参加実績を記録・保存する。

5. 感染症の発生時の対応と発生状況の報告に関する基本方針

院内で院内感染が生じ得る微生物が検出された場合、あるいはこれらの微生物による感染症が発症した場合や院内感染が疑われる事例が発生した場合には、担当医または看護科長が院内感染防止対策委員長またはICNに報告する。院内感染防止対策委員長は、必要に応じて院長・看護部長・事務長への報告を行い、場合によっては院外の専門家の介入を求めるなどして対策に介入する。

1) サーベイランス

日常的に当院における感染症の発生状況を把握するシステムとして、対象限定サーベイランスを必要に応じて実施し、その結果を感染対策に生かす。

2) アウトブレイクあるいは異常発生

アウトブレイクあるいは異常発生は迅速に特定し、対応する。

- ▶ 施設内の各領域別の微生物の分離率ならびに感染症の発生動向から、医療関連感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- ▶ 臨床微生物検査室では、業務として検体からの検出菌の薬剤耐性パターンなどの解析を行って、疫学情報を日常的にICNおよび臨床側へフィードバックする。
- ▶ 外注業者（杏和）と緊密な連絡を維持する。
- ▶ 感染症の予防および感染症患者に対する医療に関する法律に規定される診断を行った場合の連絡および届出は速やかに行い、対応に関する指導を受け、初動の遅れのないように対応する。

6. 院内感染防止対策指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 本指針は、院内 LAN を通じて全職員が閲覧できる。
- 2) 病院ホームページを通じて、患者・家族など外部の方々も閲覧ができる。
- 3) 感染に関わる情報を患者または家族に提供し、情報を共有する。疾病の説明とともに感染防止についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

7. 院内感染防止対策推進のために必要なその他の基本方針

- 1) 職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年 1 回以上受診し、健康管理に努める。
- 2) 職員に当院の病院感染防止対策を周知するために、院内感染防止対策委員会が定めた院内感染防止対策マニュアルを全部署に配布している。職員はマニュアルに基づいて感染対策を実施する。
- 3) 職員は感染症に関する事柄、感染対策に関する意見や疑問などを院内感染対策委員会に質問できる。
- 4) 院内感染防止対策マニュアルを整備して、定期的な見直しと病院職員への周知徹底を図る。

8. 本指針の見直し改正

委員会は毎年本指針の見直しを議事として取り上げ、検討する。本指針の改正は院内感染防止対策委員会の決定により行う。